

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
可児市	久々利地区(久々利、柿下、久々利柿下入会)	令和4年3月30日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	121ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	89ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	31ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	11ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1ha
(備考)	

2 対象地区の課題

農業者の高齢化が進んでいる中、後継者未定な農業者が多く、また担い手の引き受け面積にも限りがあるため、新たな農地の受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

同地区の農地利用は、中心経営体である農地所有適格法人(A)、農地所有適格法人(C)、個人の担い手が引き続き担っていくが、引き受け面積に限りがあるため、担い手の協同による組織化の検討を含め、入作を希望する農業者や新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	農地所有適格法人(A)	水稲、大豆等	8.5 ha	水稲、大豆等	9.5 ha	久々利、柿下
認農法	農地所有適格法人(C)	水稲	2.8 ha	水稲	2.8 ha	久々利
認就	個人(E)	イチゴ	0.5 ha	イチゴ	0.5 ha	久々利
			ha		ha	
計	3人		11.8 ha		12.8 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

市は、農業振興地域内の農用地を守っていくために、中心経営体に対し、県及びJAの協力を得ながら、必要なバックアップを継続的に実施していく。